

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

受付印

(宛先) 津市長 令和 年 月 日提出	給与支払者 〔 特別徴収義務者 〕	所在地 〒	年度	<input type="checkbox"/> 右から番号を記入 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
		フリガナ	特別徴収義務者指定番号	
		氏名又は名称	宛番号	
		個人番号 (マイナンバー) 又は法人番号	担連当者先 所属 氏名 電話 内線 ()	

給与所得者	フリガナ	(ア) 特別徴収税額 (年税額) (イ) 徴収済額 (納付済額) (ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動日 年 月 日	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用※a 7. 支払少額・不定期※b 8. 事業専従者のみ※c	異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 ⇒①を記入 2. 一括徴収 ⇒②を記入 3. 普通徴収(本人納付) ⇒③を記入		
	氏名					<input type="checkbox"/> 月分から <input type="checkbox"/> 月分まで	<input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日
	生年月日					<input type="checkbox"/> 元号 <input type="checkbox"/> 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成	
	個人番号 (マイナンバー)						
	受給者番号						
	1月1日現在の住所						
異動後の住所	円	円	円				

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者指定番号	<input type="checkbox"/> 新規 法人番号	新しい勤務先へは、月割額 _____円を <input type="checkbox"/> 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	所在地 〒	担当者連絡先	所属	受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) <input type="checkbox"/> 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要
	フリガナ		氏名	
	氏名又は名称		電話	
	内線 ()			

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 【注】 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも原則一括徴収しなければなりません。	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。
		月 日	円	

③ 普通徴収 (本人納付) の場合 (後日市町より本人あてに納付書を送付します。)

理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため 【注】 1～3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は原則一括徴収しなければなりません。	※市町記入欄

※a 「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。
 ※b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある場合。
 ※c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。

記載要領

- 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、市町長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町長に提出してください。
- 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町長に対する届出書は、その市町長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号（マイナンバー）又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。
- 5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 6 「給与所得者」欄中の「個人番号（マイナンバー）」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。
- 7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。
- 8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
- 9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。
 - (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「①特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
 - (2) 退職後5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「②一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 地方税法第321条の5第2項の規定により1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも原則一括徴収しなければなりません。）
 - (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「③普通徴収(本人納付)の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、原則一括徴収しなければなりません。）
- 10 「①特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町長から指定されることがない場合にあつては、「新規」を○で囲んでください。
- 11 「①特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。
- 12 「②一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
- 13 ※市町記入欄は、記載しないでください。